

都道府県・ 政令指定都市名	14 堺市
------------------	-------

時点：平成31年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	市民人権局 男女共同参画推進部 男女共同参画推進課
担 当 職 員 数	6 人 (専任 6 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	堺市男女共同参画推進庁内委員会
設 置 年 月 日・根 拠	昭和59年6月4日 根拠： 堺市男女共同参画推進庁内委員会要綱
長 の 役 職	担任副市長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関・会 等 の 名 称	堺市男女平等推進審議会
設 置 年 月 日	平成14年10月1日
構 成 員	12 人 (女性 7 人、男性 5 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 29 年 4 月 ~ 令和 4 年 3 月		
名 称	第4期さかい男女共同参画プラン(改定)		
改定・見直しの予定時期	令和4年3月		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例
	公 布 日	平成14年3月28日
	施 行 日	平成14年4月1日
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期： 令和 年 月	
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況：	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:平成31年4月1日	2:令和元年5月1日	3:その他:	
目 標 値	令和 年度まで	%	令和3年度まで女性委員の比率が40%以上60%以下			
根 拠	堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例(H14.3.28) 第4期さかい男女共同参画プラン(改定)(H29.3)					
目標設定の対象である審議会等の範囲		地方自治法第138条の4第3項に基づき設置されている審議会等、その他法律・条例・規則に基づき設置される附属機関				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(93)うち女性委員を含む審議会等数(91)			
	延総委員等数(1,480)		延女性委員等数(557)	女性比率(37.6)		
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(93)うち女性委員を含む審議会等数(91)			
	延総委員等数(1,480)		延女性委員等数(557)	女性比率(37.6)		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(17)うち女性委員を含む審議会等数(17)			
	延総委員等数(729)		延女性委員等数(297)	女性比率(40.7)		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(5)			
	延総委員等数(33)		延女性委員等数(7)	女性比率(21.2)		
目標値以外の目標設定						
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表		
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人	年	月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2			
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1			
		そ の 他	〔 〕			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

				調査時点コード	1:平成31年4月1日	3:その他:						
	管理職総数	(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	女 性 管 理 職 の 内 訳							
					部局長相当職		次長相当職		課長相当職			
本庁	計	399	60	15.0	88	5	5.7	0	0	311	55	17.7
	うち一般行政職	316	34	10.8	77	5	6.5	0	0	239	29	12.1
支庁・地方事務所等	計	154	13	8.4	24	1	4.2	0	0	130	12	9.2
	うち一般行政職	78	7	9.0	16	1	6.3	0	0	62	6	9.7
全体	計	553	73	13.2	112	6	5.4	0	0	441	67	15.2
	うち一般行政職	394	41	10.4	93	6	6.5	0	0	301	35	11.6
再掲	警察関係	0	0		0	0		0	0	0	0	
	教育委員会	47	12	25.5	9	0	0.0	0	0	38	12	31.6

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

Table with columns: 調査時点コード, 1:平成31年4月1日, 3:その他. Rows include 本庁, 支庁・地方事務所等, 全体, 再掲. Sub-rows for 課長補佐相当職 and 係長相当職, with further breakdown by gender (うち女性) and rate (女性比率).

問7-3 新規昇任者数(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

Table with columns: 課長相当職, 課長補佐相当職, 係長相当職. Rows include 本庁, 支庁・地方事務所等, 全体, 再掲. Sub-rows for うち女性 and 女性比率.

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

Table with columns: 勤務成績, 昇任試験, 昇格試験, 部局等の推薦, 経年数, 遠隔地での長期研修(4週間以上), 遠隔地での勤務経験, 本人の希望, その他. Rows include 課長級, 補佐級, 係長級.

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

Table with columns: 昇任試験, 昇格試験. Rows include 全受験者数(人), 女性受験者数(人), 女性受験率(%).

問7-6 女性公務員の採用状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

Table with columns: 総数(人), うち女性数(人), 女性比率(%). Rows include 全体, うち上級, うち一般行政職, うち上級, うち警察関係, うち上級.

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Table with columns: 名称, 設置年月日, 所在地等, 管理・運営主体, 職員数, 主な事業. Content includes 堺市立男女共同参画センター, 昭和55年9月1日, 大阪府堺市堺区宿院町東4丁1-27, and a list of 10 main activities.

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(2件目)

名 称	男女共同参画交流の広場		愛称・通称							
設置年月日	平成12年10月11日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設					
所在地等	郵便番号：599-8123 住 所：大阪府堺市東区北野田1077 アミナス北野田3階 電話番号：072-236-8266 FAX番号：072-236-8277 ホームページ： http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinken/danjokyodosankaku/sodan_koryu/kyodosankakuhiroba.html									
管理・運営主体	1. 施設管理 <input type="radio"/> 直営(担当部局名：総務局 行政部 総務課) 指定管理者(名称：) その他() 2. 事業運営 <input type="radio"/> 直営(担当部局名：) 指定管理者(名称：) <input type="radio"/> その他(有限会社フェミニストカウンセリング堺)									
職 員 数	常勤	0	人、	非常勤	13	人	予算額	令和元年度	7,181	千円
主な事業	<input type="radio"/> 1. 広報啓発(主な事項 ひろばだよりの発行) <input type="radio"/> 2. 講座(主な事項：) <input type="radio"/> 3. 相談事業(主な事項： 女性の悩みの相談、男性の悩みの相談) <input type="radio"/> 4. 情報収集・提供(主な事項： 資料、図書等の閲覧、貸出) <input type="radio"/> 5. 苦情処理(主な事項：) <input type="radio"/> 6. 交流促進(主な事項： 利用グループ交流会) <input type="radio"/> 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：) <input type="radio"/> 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) <input type="radio"/> 9. 調査研究(主な事項) <input type="radio"/> 10. その他(主な事項： 活動の場の提供)									
男女共同参画・女性に関するもの	<input type="radio"/> ※ 実施しているもの：○									

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの:○

Table with 2 columns: Item description and Setting status. Items include public works bidding, procurement bidding, and general bidding methods.

↓ (具体的に実施している内容:○)

Table with 5 columns: Item description, 問14-1, 問14-2, 問14-3, 問14-4. Lists specific implementation measures like certification and action plans.

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

Table with 4 columns: Description, 企業の登録・認定・認証制度, 企業の表彰制度. Lists various certification and award programs.

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称 堺市多様な人材の活躍推進企業認定制度(2, 4, 7, 8, 10)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

Table with 2 columns: Status (1: Yes, 2: No/Check later) and Name of the association.

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

Table with 2 columns: Question description and Answer. Includes questions about publication frequency and responsible departments.

問18-1 令和元年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 情報誌(Windy)の発行 ・ ひろばだよりの発行 ・ 女性に対する暴力をなくす運動(パープルリボンキャンペーン) ・ 堺セーフシティ・プログラム シンポジウム	情報発信・意識啓発 情報発信・意識啓発 公用車への啓発用磁気シートの貼付・パネル展示・懸垂幕の掲出・職員の名札への啓発バッジの着用・庁内放送でのアナウンス・マスコットへのパープルリボンへの着用等 公的空間における女性と女児に対する性暴力やセクシュアルハラスメントを防止・減少させる有効な対策を構築するため、本市の犯罪情勢等に関する現状分析を基に具体的な取組内容及び目標を設定し、行政・地域団体・市民の協働により、女性や子どもをはじめ全ての市民にとって安全安心なまちづくりをめざす「堺セーフシティ・プログラム推進事業のこれまでの具体的な取組や成果を市民に周知、報告するシンポジウムの開催		令和元年9月 令和元年6月、10月、令和2年2月 令和元年11月 令和2年3月
2. 表彰 ・			
3. 講座 ・ さかい男女共同参画週間事業 ・ デートDV等予防出張セミナー ・ 輝く女性の応援事業 ・ 男女共同参画リーダー養成講座 ・ 暴力防止に向けた人材養成講座	男女共同参画社会の実現に向けた講演会やワークショップ等の実施 堺市内の小学校、中学校、高校、大学、専門学校の学生を対象に、専門知識を持つ団体等から講師を派遣し、DV、デートDV、性暴力の予防啓発セミナーを実施 女性活躍推進に関するセミナー等を実施することで、女性活躍推進の機運醸成を図り、女性の個性や能力を十分に発揮できる社会の実現をめざす。 社会のあらゆる分野におけるジェンダーを正しく理解し、性別にとらわれないことと自分らしい生き方を創造するための気づきを与えるとともに、ジェンダーに敏感な視点を持ち、地域において男女共同参画を推進する人材を養成する。 DV被害者に接する機会が多い方(行政相談委員・人権擁護委員・民生委員児童委員など)に対し、DVの実態や、DVが起こる要因・背景等及び被害者への適切な対応のしかたを学ぶ機会を提供することにより、DV被害者支援体制の充実を図ることを目的に実施する。		令和2年1月 令和元年4月15日～令和2年3月31日 令和2年1月 令和元年10月～11月 令和元年12月
4. 相談事業 ・ 女性の悩みの相談 ・ 男性の悩みの相談	カウンセラーによる女性専用の面接相談 カウンセラーによる男性専用の面接・電話相談		(通年) 毎週火曜日:10時～13時、14時～16時 第1・3火曜日:18時～20時 第1・3金曜日:17時～20時 (通年) 第1・3木曜日:18時～21時
5. 情報収集・提供 ・ 男女共同参画交流の広場	情報提供・活動の場の提供		随時
6. 苦情処理 ・ 男女平等に関する苦情・相談処理制度	市が行う男女平等推進施策などに関する苦情、性別による差別的扱いに関する相談		随時
7. 交流促進 ・ 男女共同参画交流の広場登録グループ交流会	地域で活動するグループの交流・情報交換		令和2年3月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 男女共同参画推進講師派遣事業	男女共同参画をテーマにした学習会、講演会、セミナー等を主体的に実施する団体に対し、講師を派遣し、その謝礼金の一部を負担する。		令和元年6月～令和2年2月
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:平成31年4月1日	3:その他
議 会 名	堺市議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない, 不明等)	1	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	3	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他	2	
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産		4	
育児		4	
家族の看護		2	
家族の介護		4	
疾病		1	
その他		4	
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	堺市議会会議規則		
条文本文			
第2条 議員は、公務、疾病、出産その他事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4. 行っていない。	3	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	2	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	2	
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

調査時点コード: 1. 平成31年4月1日現在 2. 令和元年5月1日現在 3. その他 ()

1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	55	7	12.7	
	市町村防災会議(委員のみ)	54	7	13.0	
	2 民生委員推薦会	12	6	50.0	
	3 国民健康保険運営協議会	20	4	20.0	
	4 地方社会福祉審議会	39	16	41.0	
	5 土地利用審査会	7	3	42.9	
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	30	17	56.7	
	7 公害健康被害認定審査会	12	3	25.0	
×	8 損害評価会				
×	9 地方港湾審議会				
×	10 土地区画整理審議会				
	11 建築審査会	7	3	42.9	
	12 開発審査会	7	3	42.9	
	13 介護認定審査会	398	193	48.5	
	14 精神医療審査会	20	6	30.0	
	15 市町村国民保護協議会	25	4	16.0	
	16 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
	17 感染症診査協議会	10	3	30.0	
	18 市町村都市計画審議会	20	5	25.0	
×	19 市街地再開発審査会				
	20 障害程度区分認定審査会	57	20	35.1	
×	21 児童福祉審議会				
	22 行政不服審査会	5	2	40.0	
	23				
	24				
	25				
	26				
	27				
合 計		729	297	40.7	
女性委員0の審議会数		0			

2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	14	1	7.1	
6	固定資産評価審査委員会	3	1	33.3	
合 計		33	7	21.2	
女性委員0の委員会数		1			